

## 季節性インフルエンザの警報発令について

感染症法に基づき実施している感染症発生動向調査において、2023年11月2日にインフルエンザの注意報をお知らせしたところです。

今回、2023年第49週(2023年12月4日～2023年12月10日分)のインフルエンザの1定点当たりの患者報告数(定点数：60医療機関)が、警報の発令基準値を超えましたので、感染症発生動向調査に基づく流行の警報および注意報システムによる情報提供要領に基づき、本日、県内全域にインフルエンザの警報を発令しますのでお知らせします。

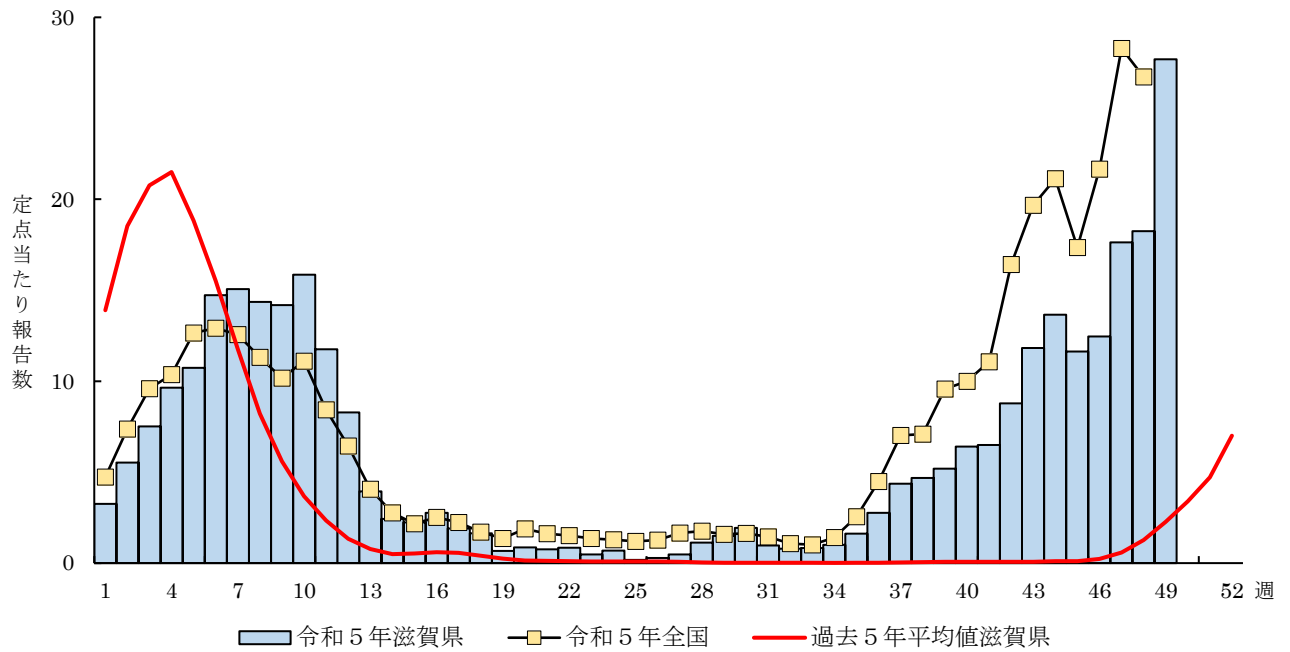
本発表は、場面に応じたマスク着用、手指消毒・手洗いおよび常時換気などの基本的な感染対策を改めて徹底していただくことにより、感染拡大防止に努めていただくよう県民の皆様へ呼びかけるものです。

- 発令年月日 令和5年12月14日(木)
- 発令地域 県内全域
- 発令基準 定点あたり報告数が30に達した保健所の管内人口の合計が、県人口全体の30%を超えた場合
- 解除基準 終息基準値である定点あたり報告数が10を超える全ての保健所の管内人口の合計が、県人口全体の30%未満になった場合
- 前回の発令 平成31年1月17日
- 県民の皆様へ
  - 場面に応じてマスクを着用し、咳エチケットを守りましょう。
  - 外から帰ったら、手洗いを励行しましょう。
  - 特に、高齢者施設や障害者施設では、同一部屋に人が複数人滞在するときは、換気により空気が滞留しないように工夫してください。
  - 栄養と休養を十分にとりましょう。
  - 発症・重症化を防ぐために、インフルエンザワクチンの接種をご検討ください。
  - 医療機関を受診する前に受診方法について電話にてご確認の上、受診時にはマスクの着用をお願い致します。

### インフルエンザの週別定点当たり患者数

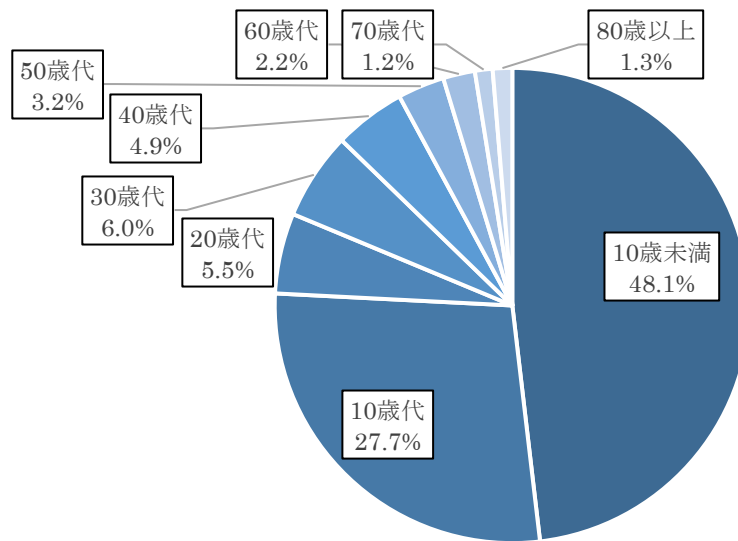
保健所	2023年				
	第45週	第46週	第47週	第48週	第49週
大津市	11.38	14.15	23.38	23.77	36.31
草津	10.00	9.08	15.62	16.92	19.15
甲賀	10.86	12.29	13.67	16.14	27.57
東近江	16.00	23.80	24.90	22.80	40.90
彦根	3.43	4.43	3.71	11.86	17.29
長浜	21.14	12.00	23.14	18.29	24.43
高島	4.00	2.00	4.67	4.67	15.67
滋賀県	11.63	12.45	17.63	18.25	27.70
全国	17.35	21.66	28.30	26.72	-

## インフルエンザの発生動向（2023年および過去5年平均、滋賀県）

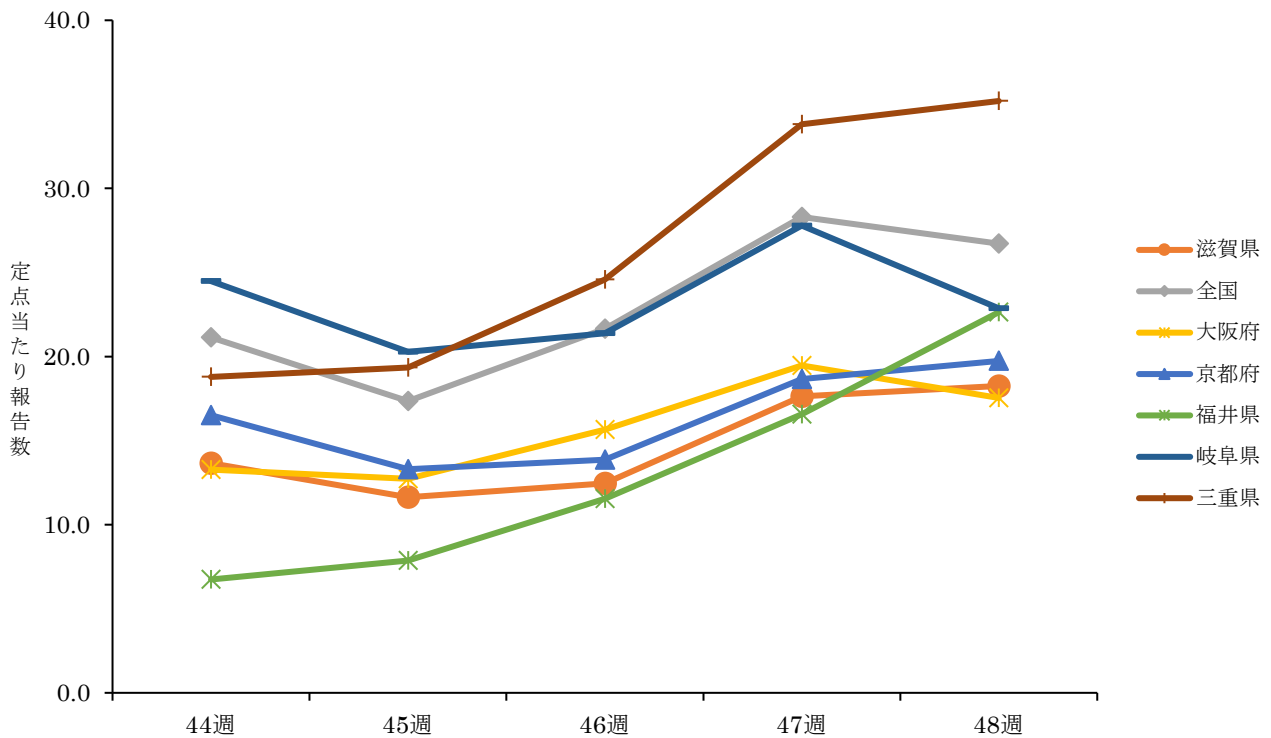


（出典：滋賀県感染症発生動向調査 感染症週報第49週）

## インフルエンザ患者の年齢分布（2023年第49週、滋賀県）



## (参考) 近隣府県別インフルエンザの発生動向 (2023年第44週~2023年第48週)



(出典：滋賀県感染症発生動向調査 感染症週報第48週)

### 参考情報

#### Q1 インフルエンザとはどのような病気ですか？

インフルエンザウイルスに感染することによって起こる病気です。38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身倦怠感等の症状が比較的急速に現れるのが特徴です。併せて普通の風邪と同じように、のどの痛み、鼻汁、咳等の症状も見られます。お子様ではまれに急性脳症を、御高齢の方や免疫力の低下している方では二次性の肺炎を伴う等、重症になることがあります。

#### Q2 流行する時期は？

季節性インフルエンザは流行性があり、いったん流行が始まると、短期間に多くの人へ感染が広がります。日本では、例年12月~3月が流行シーズンです。

一方、新型コロナウイルス感染症が2020年以降に世界的に流行してから、インフルエンザの発生動向や関連する指標の動向が例年と大きく変わりました。

#### Q3 どのようにして感染するのですか？

主に、患者が発症初期に排出する飛沫と呼ばれる咳をしたときの「しぶき」を、他者が吸い込むことによって感染する飛沫感染します。手洗いが不十分な場合にウイルスが経口的に感染する接触感染があります。

#### Q4 インフルエンザワクチンについて

発症をある程度抑える効果や、重症化を予防する効果があり、特に高齢者や基礎疾患のある方など、罹患すると重症化する可能性が高い方には効果が高いと考えられています。

詳細は下記の厚生労働省ホームページをご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/infuleza/QA2022.html#vaccine](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/infuleza/QA2022.html#vaccine)



#### Q5 治療方法は？

対症療法ほかに抗インフルエンザ薬が6種類あります。その効果はインフルエンザの症状が出始めてからの時間や病状により異なり、また、抗インフルエンザ薬の投与は全ての患者に対しては必須ではないため、使用する・しないは医師の慎重な判断に基づきます。

抗インフルエンザウイルス薬の服用を適切な時期（発症から48時間以内）に開始すると、発熱期間は通常1～2日間短縮され、鼻やのどからのウイルス排出量も減少します。なお、症状が出てから2日（48時間）以降に服用を開始した場合、十分な効果は期待できません。使用する際には用法、用量、期間（服用する日数）を守ることが重要です。

#### Q6 インフルエンザにかかったら、どのくらいの期間外出を控えればよいのか？

一般的に、インフルエンザ発症前日から発症後3～7日間は鼻やのどからウイルスを排出するといわれています。そのためにウイルスを排出している間は、特に他者へ感染させないために外出を控える等の対策が必要です。排出されるウイルス量は解熱とともに減少しますが、解熱後もウイルスを排出するといわれています。排出期間の長さには個人差がありますが、咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、不織布マスクを着用する等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。

現在、学校保健安全法では「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで」をインフルエンザによる出席停止期間としています（ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません）。

#### Q7 これまでの警報の発令は？

平成31年1月17日に発令しています。それ以前は平成30年1月11日に発令しています。例年1月～2月にかけて発令しており、平成22年（2010年）以来、最も早い発令となります。なお、今までで一番早い発令は平成21年（2009年）10月29日です。

#### Q8 定点あたり報告数とは？

人口および医療機関の分布等を勘案して滋賀県が定めた患者定点（医療機関）で患者を診断した場合に、週単位で保健所へ報告される感染症を定点把握疾患と言い、報告された患者数を患者定点の数で除した値を「定点あたり報告数」と言います。

#### Q9 ウイルス検出情報について

五類定点把握対象感染症の病原体情報収集のため、感染症発生動向調査における病原体定点医療機関（14医療機関）より検体を回収し、滋賀県衛生科学センターにおいて病原体の分離や遺伝子検査を実施しています。滋賀県内において、2023年10月の感染症発生動向調査感染症月報ではインフルエンザウイルスAH3亜型およびAH1pdm09が検出されています。なお、全国的にはB型（ビクトリア系統）も検出されています。

#### Q10 警報の発令基準は？

インフルエンザ警報の場合、開始基準値である定点当たりの患者数が30を超えるすべての保健所の管内人口の合計が、県人口全体の30%を超えた場合に発令します。

今回は、大津市保健所と東近江保健所の定点当たりの患者数が警報の開始基準値の30を超え、2つの保健所の管内人口の合計が、県全体の人口の30%を超えたため警報を発令しました。

このような警報発令基準のため、県全体としては開始基準値の定点当たりの患者数が30未満であっても、各保健所の患者数によっては警報が発令される場合があります。

参考) 県全体の定点当たりの患者数： 流行期入りの目安：1.0 注意報10.0